

証券コード 248A
2026年3月10日
(電子提供措置の開始日 2026年2月27日)

株主各位

東京都渋谷区神泉町9番5号
株式会社キッズスター
代表取締役 平田全広

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を、下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第12回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト

<https://ir.kidsstar.co.jp/ir-library/general-meeting-of-shareholders-materials>
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月25日（水曜日）19時00分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時：2026年3月26日（木曜日）10時00分
（受付開始 9時30分）
2. 場 所：東京都渋谷区道玄坂2-6-17
渋谷シネタワー11階「AP渋谷道玄坂」G+Hルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい）
3. 会議の目的事項：
【報告事項】
 1. 第12期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）計算書類報告の件

【決議事項】

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年3月25日（水曜日）午後7時必着



○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2026年3月25日（水曜日）午後7時まで



○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2026年3月25日（水曜日）午後7時まで

当日ご出席される場合



○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

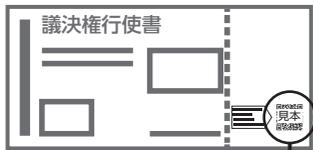
株主総会日時 2026年3月26日（木曜日）午前10時開催

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにアクセスする

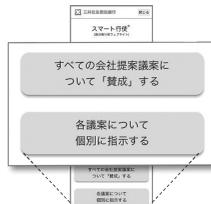


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



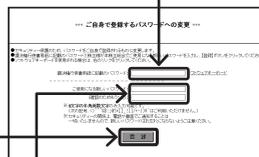
②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

事前質問のご案内

本株主総会における目的事項に関するご質問について、下記記載のフォームより事前受付を予定しておりますのでご利用ください。

事前質問受付サイト

<https://forms.gle/3cCCjYqPkRQqm3959>

- ・上記URLをご入力いただき、フォームの内容に沿ってご質問ください。
- ・株主の皆様の関心の高い質問については、当日回答させていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、ご了承をお願い申し上げます。
- ・質疑応答の時間には限りがございますため、本総会にて全てのご質問に対してご回答することができない場合がございます。
- ・後日、当社ウェブサイト(<https://ir.kidsstar.co.jp/>)に、ご質問内容及びこれに対するご回答の全部又は一部を掲載することを予定しております。

【事前質問の受付期間】

2026年2月27日(金)午前0時から

2026年3月25日(水)午後7時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は下記のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	ヒラタ マサヒロ 平田 全広 (1973年6月10日)	1997年4月 (株)バウコミュニケーションズ入社 2001年8月 (株)サイバーエージェント入社 2008年5月 (株)アイフリーク（現(株)アイフリークモバイル）執行役員就任 2014年10月 当社代表取締役就任（現任）	100,000株
2	マツモト ケンタロウ 松本 健太郎 (1979年5月1日)	2002年4月 (株)有線ブロードネットワークス（現(株)U-NEXT HOLDINGS）入社 2003年10月 ソフトバンクBB(株)（現ソフトバンク(株)）入社 2005年6月 千(株)入社 2006年12月 (株)ツタヤオンライン（現カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)）入社 2010年12月 (株)ネットマイル入社（現(株)ウィルズ） 2012年10月 (株)アイフリーク（現(株)アイフリークモバイル）入社 2014年10月 当社取締役就任（現任） 2025年4月 KIDS STAR Vietnam Co.,Ltd. 社長（現任） (重要な兼職の状況) KIDS STAR Vietnam Co.,Ltd. 社長	67,500株
3	カネシロ ヒサノリ 金城 永典 (1977年5月12日)	2004年8月 (株)モバイルプロダクション入社 2010年11月 (株)アイフリーク（現(株)アイフリークモバイル）入社 2014年10月 当社入社 2016年11月 当社取締役就任（現任）	67,500株

- (注) 1. 所有する当社の株式数は、2025年12月31日時点における所有株式数であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 取締役の任期は、2026年3月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の概要等は、事業報告に記載のとおりです。本議案が原案のとおり承認可決されますと、各取締役候補者は保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、任期途中に更新される予定であります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

以上

事業報告

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、「子どもの夢中を育て、応援する」をミッションに掲げ、ファミリー向け社会体験アプリ「ごっこランド」の開発・運営及びファミリー向けデジタルコンテンツの企画・開発支援をしております。

当連結会計年度における当社グループの運営状況は、ファミリー向け社会体験アプリ「ごっこランド」におきましては、当連結会計年度末において累計ダウンロード数が800万を突破、パピリオン出店数は96店となりました。プレイ回数は、当連結会計年度の月間平均プレイ回数が2,286万回（前年同期比11%増）となり、2025年3月には月間2,854万回を記録いたしました。これは、「ごっこランド」のリリース以来、過去最高の月間プレイ回数となります。

2024年7月より開始した「ごっこランド」のリアル版である「ごっこランド EXPO」は、大規模なモールや商業施設におけるファミリー向けイベントであり、アプリで慣れ親しんだ世界観を、全国各地で体験できる場所となります。ひと目で「ごっこランド」と感じられる装飾を施した会場で、子どもたちが楽しみながら学べるワークショップの開催、クイズラリー及びフォトスポット等を提供しております。これにより「ごっこランド」のパピリオン出店企業は、アプリのみならず、リアルな世界において、自社サービスや商品とのタッチポイントと良質な原体験を創出することができ、更なるファン作りに繋がるのが可能になるものと考えております。当連結会計年度では、「ごっこランド EXPO」の本格展開を開始しており、前事業年度の6倍にあたる30ヶ所（延べ開催数63回）での開催となり、累計来場者数は6.5万人を突破いたしました。また、2025年10月10日・11日には、大阪・関西万博の会場において「ごっこランド EXPO」を開催し、2日間の来場者数は、4,028名に達し、2024年7月の事業開始以降、過去最高の集客数を達成いたしました。

「ごっこランド」の海外版である「Gokko World」におきましては、アジア向けに展開するにあたり、2023年8月に、第1弾として、ベトナム版の配信を開始いたしました。当連結会計年度末時点において、累計ダウンロード数は200万を突破し、月間プレイ回数は8月に過去最高の400万を突破するなど、順調に推移しております。

ベトナムでの好調な実績を踏まえ、2025年12月にはインドネシア語、タイ語、英語のアプリ配信を開始いたしました。インドネシアは若年層人口が厚く、今後も高い出生率を背景に教育市場の拡大と経済成長が期待されます。一方、タ

イはマーケティングやブランディングの成熟度が高く、事業の収益化を進める上で有望な市場と考えています。今後は、これらの新市場でのサービス拡大を一層加速させていき、アジア市場でのシェア獲得を図ってまいります。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は1,157,139千円、営業利益は248,411千円、経常利益は249,768千円、親会社株主に帰属する当期純利益は157,967千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 成長モデルの再構築と事業ポートフォリオの進化

当社グループはこれまで「ごっこランド」を中心とした事業成長を実現してまいりましたが、主力事業の成長速度の変化や市場環境の変化を踏まえ、単一事業モデルからの脱却と、複数の成長ドライバーを持つ事業ポートフォリオへの進化が重要課題であると認識しております。具体的には、リアル領域を含む体験型サービス（「ごっこランドEXPO」等）、およびグローバル展開を通じ収益基盤の多層化を図ってまいります。

② グローバル展開の加速

国内市場の成長余地はいまだ大きいものの、中長期的な非連続な成長のためには、海外市場の開拓が重要テーマであると認識しております。既存の海外拠点（ベトナム）を基盤としつつ、タイ・インドネシア等において現地パートナーとの連携強化、ローカライズ戦略の高度化を進め、東南アジアを中心とした海外展開を着実に拡大してまいります。

③ AI活用による競争優位の確立

生成AIをはじめとする先端技術の進展は、当社事業においても大きな機会であると認識しております。コンテンツ開発、ユーザー体験の高度化、業務効率化へのAI活用を全社的に推進します。これにより、開発工数の削減や業務プロセスの効率化を実現し、付加価値創出と生産性向上の両立を図ってまいります。

④ 人材基盤の強化と組織のスケラビリティ確保

事業拡大と同時に組織の複雑性が増す中で、専門性の高い人材の確保・育成および権限委譲を進め、スケラブルな組織体制を構築することが重要課題であると認識しております。生産性の高い組織を目指し、役割と成果に基づく評価制度・育成制度の整備を進め、事業成長を支える組織基盤を強化してまいります。

⑤ ガバナンスおよび内部管理体制の高度化

上場企業としての社会的責任を踏まえ、内部統制・リスク管理・コンプライアンス体制の高度化を継続的に推進することが重要であると認識しております。特に事業の多角化（リアル事業）および海外展開の加速に対応した管理体制を整備し、リスクマネジメントを強化することで、経営の透明性と健全性を確保してまいります。

⑥ 新規事業の確立

当社グループは、持続的な成長と収益基盤の多様化を実現するため、既存事業の枠を超えた新規事業の創出に取り組んでおります。具体的には、当社が有する国内最大級の親子プラットフォーム基盤を活かし、会員ビジネスやデータ活用、企業と連携した教育カリキュラムの提供など、新たな収益機会の開拓を進めてまいります。また、これらの実現に向け、M&Aや戦略的アライアンスを積極的に推進し、非連続な成長を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第9期 2022年12月期	第10期 2023年12月期	第11期 2024年12月期	第12期 2025年12月期
売上高 (千円)	—	—	—	1,157,139
経常利益 (千円)	—	—	—	249,768
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	—	157,967
1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	61.67
総資産 (千円)	—	—	—	2,810,760
純資産 (千円)	—	—	—	2,362,899

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第11期以前の数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第9期 2022年12月期	第10期 2023年12月期	第11期 2024年12月期	第12期 2025年12月期
売上高 (千円)	564,505	764,797	908,174	1,156,302
経常利益 (千円)	104,730	155,713	168,511	259,201
当期純利益 (千円)	75,456	109,704	104,916	167,400
1株当たり 当期純利益 (円)	41.92	60.95	52.66	65.36
総資産 (千円)	574,891	772,006	2,607,210	2,817,038
純資産 (千円)	307,242	416,946	2,176,725	2,374,532

(注) 2023年7月21日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。上記では、第9期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況及び取引

① 親会社との関係

当社の主要株主である穂田誉輝氏（以下、「同氏」）が議決権の過半数を所有する株式会社くふうカンパニーホールディングス（以下、「同社」）は、当社の普通株式867,800株（議決権比率33.42%）を所有しており、同氏が所有する当社の普通株式700,000株（議決権比率26.96%）を合計すると、その議決権比率は当社株主総会で議決権を行使できる株主の議決権の過半数となります。また、同社と同氏は、同社が決定した内容と同一の内容の議決権行使が可能となる株主間協定書を締結しており、同社は当社の親会社に該当いたします。当連結会計年度において、同社との取引はありません。

② 子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
KIDS STAR Vietnam Co.,Ltd.	49,350千円	100%	ファミリー向け社会体験アプリ「Gokko World」の開発・運営及びイベントの企画・運営

(7) 主要な事業内容

当社の事業及び主要なサービスは次のとおりです。

サービス領域	サービス内容
ごっこランド	ファミリー向け社会体験アプリ「ごっこランド」
ごっこランドEXPO	大規模なモールや商業施設におけるファミリー向けイベントの企画・運営
その他	Gokko World、ジモトガイド、サービスデザイン、B to Cサービス

(8) 主要な営業所（2025年12月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

② 子会社

名称	所在地
KIDS STAR Vietnam Co.,Ltd.	ベトナムホーチミン市

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減
72[1]	— 名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数の(外書)は、臨時従業員数であります。
3. 臨時従業員数には、パートタイマーの従業員を含んでおります。
4. 当社グループには派遣社員はおりません。
5. 第12期より連結計算書類を作成しております。そのため、前連結会計年度末比増減は記載していません。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
72[1]	14名増	39.9	3.66

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数の(外書)は、臨時従業員数であります。
3. 臨時従業員数には、パートタイマーの従業員を含んでおります。
4. 当社には派遣社員はおりません。

(10) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,200,000株
- (2) 発行済株式総数 2,598,500株
- (3) 株主数 1,399名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社くふうカンパニーホールディングス	867,800株	33.40%
穂田 誉輝	700,000株	26.94%
株式会社SBI証券	200,792株	7.73%
平田 全広	100,000株	3.85%
金城 永典	67,500株	2.60%
松本 健太郎	67,500株	2.60%
PKSHAアルゴリズム2号投資事業有限責任組合	32,200株	1.24%
楽天証券株式会社共有口	28,400株	1.09%
野村證券株式会社	24,200株	0.93%
細田 正志	16,000株	0.62%

(注) 持株比率は小数点以下第三位を四捨五入しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りです。

第1回新株予約権

発行決議日	2019年2月25日
新株予約権の数 ※	33個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 ※	普通株式 16,500 株
新株予約権の払込金額	1個あたり 5,522 円
行使価額 ※	1株あたり 106 円
権利行使期間 ※	自2019年3月9日 至2026年2月28日
行使の条件 ※	<ol style="list-style-type: none"> ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していること、若しくは当社との間で業務委託契約関係が継続していることが契約書その他の書面から明らかであることを要する。但し、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。 ④ 各本新株予約権1個未滿を行使することはできない。 ⑤ 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。
付与対象者	取締役、監査役（注2）、従業員及び外部協力者（注3） 13名

※当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。

- (注)1. 2019年3月7日付で普通株式1株につき100株、2023年7月21日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。
2. 付与対象者の監査役1名は、当社取締役に就任し、その後退任しております。
3. 付与対象者の外部協力者1名は、2025年12月31日現在、当社使用人となっております。

第2回新株予約権

発行決議日	2021年12月24日
新株予約権の数 ※	28個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 ※	普通株式 14,000 株
新株予約権の払込金額	1個あたり 11,529 円
行使価額 ※	1株あたり 961 円
権利行使期間 ※	自2023年 1 月 1 日 至2026年 2 月28日
行使の条件 ※	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。 ④ 各本新株予約権1個未滿を行使することはできない。 ⑤ 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。
付与対象者	取締役 (注3)、監査役 (注2)、従業員 21名

※当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。

- (注)1. 2023年7月21日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。
2. 付与対象者の監査役1名は、2025年12月31日現在、当社監査等委員である取締役となっております。
 3. 付与対象者の取締役1名は、その後退任しております。

第3回新株予約権

発行決議日	2023年3月23日
新株予約権の数 ※	38個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 ※	普通株式 9,500 株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
行使価額 ※	1株あたり 2,830 円
権利行使期間 ※	自2025年 4 月 2 日 至2027年 2 月28日
行使の条件 ※	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。 ④ 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。 ⑤ 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。
付与対象者	従業員 40名

※当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。
 (注)1. 2023年7月21日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年12月31日現在）

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役	平田 全 広	—
取締役	松本 健太郎	KIDS STAR Vietnam Co.,Ltd. 社長
取締役	金城 永 典	—
社外取締役 常勤監査等委員	村田 吉 隆	—
社外取締役 監査等委員	谷内 進	株式会社イノベティブプラットフォーム 代表取締役社長 株式会社アークコア 社外取締役 有限会社桃山 取締役
社外取締役 監査等委員	細川 紀子	STORES株式会社 リーガル・コンプライアンス部門長・執行役員 上村大平水野法律事務所 パートナー 弁護士

- (注) 1. 村田吉隆氏、谷内進氏及び細川紀子氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、村田吉隆氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役谷内進氏及び細川紀子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員村田吉隆氏は、株式上場企業における管理部門の責任者を歴任した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
細田 正志	2025年10月31日	取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第32条の規定に基づき、社外取締役である3名との間で、会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しています。この責任限定契約の内容は、会社法第423条第1項の責任について、対象役員が職務を行うにあたり善意且つ重大な過失がない時は、損害賠償責任の限度額を、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にか

かる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上に対する報奨として有効に機能する報酬体系とし、取締役会で報酬の方針を定めております。個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責、実績や成果等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。なお、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみとし、業績連動報酬等並びに非金銭報酬等は、原則として支給いたしません。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準、他社の報酬水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

なお、2023年3月23日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、年額100百万円以内（決議時点の取締役の員数は4名）として決議されております。また、同定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額30百万円以内（決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名）が決議されております。

3. 取締役の個別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個別の報酬額については、指名報酬委員会にて諮問を実施するものとし、代表取締役は、指名報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役会から委任を受けて、株主総会にて承認を受けた総額（年額）の範囲内で、個別の報酬額を最終決定いたします。

最近事業年度の役員報酬は、まず、株主総会にて承認を受けた総額（年額）の範囲内で2025年2月21日開催の指名報酬委員会にて、各職責、業績及び他社の報酬水準等を考慮し、諮問を実施しております。そして、2025年3月26日開催の取締役会において、指名報酬委員会の諮問を、同委員会の委員長である常勤監査等委員（社外取締役）村田吉隆が報告し、同取締役会にて審議を行い、業務執行取締役の報酬については、同取締役会で委任を受けた代表

取締役平田全広が、同取締役会の審議を踏まえ、株主総会にて承認を受けた総額（年額）の範囲内で個別の報酬額を決定しております。なお、代表取締役に委任している理由は、当社各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適任であると判断したためであります。また、監査等委員である取締役の個別の報酬額は、業務執行取締役の報酬決定の過程と同様に、指名報酬委員会の諮問を取締役に報告し、その審議を踏まえ、株主総会にて承認を受けた総額（年額）の範囲内で、各監査等委員の業務の分担等を勘案し、監査等委員会にて決定するものとしております。

② 取締役個人の報酬等の額が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の原案については、監査等委員との事前協議及び取締役会での審議において、当該方針との整合性を含めた検討を行い、かつ、整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員であるものを除く) (うち社外取締役)	45,553 (-)	45,553 (-)	- (-)	- (-)	4 (0)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	12,216 (12,216)	12,216 (12,216)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	57,769 (12,216)	57,769 (12,216)	- (-)	- (-)	7 (3)

(注) 上記の報酬等及び役員の員数には、2025年10月31日付で辞任により退任した取締役1名が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会 出席状況	主な活動状況（出席状況及び発言状況並びに社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要）
村田 吉隆	16回/16回 (100%)	株式上場企業における管理部門の責任者を歴任した経験を有しており、その経験並びに知見に基づき、主に取締役会以外の重要会議の監視の他、会計監査、内部統制システムの監査に従事しております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
谷内 進	16回/16回 (100%)	株式上場企業を含む、企業経営の経験を有すると共に、株式上場企業の社外役員も務めており、その経験並びに知見に基づき、企業経営全般への助言、監督をしており、主に取締役の職務執行について妥当性、適切性の観点から監査を実施しております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
細川 紀子	16回/16回 (100%)	弁護士としての専門的知識を有することに加え、責任者の立場にて、企業法務の経験を有していることから、その経験並びに知見に基づき、主にコンプライアンス・適法性の観点から監査を実施しております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、過年度の監査業務の状況及び報告事項、監査法人による監査計画及び監査報酬の算定根拠の説明を受け、当社の事業規模や事業内容に対して適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、品質管理、職業倫理及び独立性の状況、当社事業に対する理解度、監査報酬の適切性、コミュニケーション等の観点より、会計監査人としての職務遂行が適切に実施されるかを総合的に判断することを監査法人の選定に関しての方針としております。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合や会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合については、監査等委員会の職務において、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定を行います。

(5) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付にて、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社グループは、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要事項として位置づけ、コンプライアンス・リスク管理規程を制定し、また必要に応じて啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループの役職員が、法令及び定款等を遵守することを徹底します。
 - (b) 当社グループは、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置します。コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令等に違反する行為又は違反可能性のある行為に関する事項、経営に重大な影響を及ぼす重要リスクに関する事項、その他コンプライアンス及びリスク管理の推進に関する事項について審議・決定します。
 - (c) 当社グループは、内部通報規程に基づき、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置します。
 - (d) 代表取締役は、内部監査規程に基づき、内部監査担当者を任命し、定期的に内部監査を実施したうえで、当該内部監査の結果に応じて、適切な対策、又は改善を図ります。
 - (e) 当社グループは、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則及び懲戒委員会規程等の社内規程に基づき、適正に処分を行います。
 - (f) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
 - (g) 当社グループは、反社会的勢力との関係を一切持たず、反社会的勢力による不当要求には、一切応じず、厳正に対応を行い、反社会的勢力とのかかわりを排除いたします。また、反社会的勢力との関係を遮断・排除するために必要な方法・手続きを反社会的勢力対応規程にて定め、暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者講習制度を利用し、不当要求防止責任者を選任すると共に、必要に応じて警察・社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・弁護士等の外部専門機関と連携し、適正に対応いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
業務執行取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、文書管理規程等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 取締役は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。
 - (b) 当社グループは、個人情報保護規程等に基づき、個人情報保護体制の確立・強化を推進します。
 - (c) 当社グループは、経営危機に直面した時に円滑に事業を再開・継続することを目的として危機管理マニュアルを定め、重大な危機が発生した場合、代表取締役を中心に危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。
 - (d) 当社グループは、コンプライアンス・リスク管理規程に基づいて、リスク管理の推進を行い、潜在的なリスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を図ります。
 - (e) 経営上や業績に重大な影響を与える恐れのあるリスクについて、その発生を未然に防ぐため、コンプライアンス・リスク管理委員会において十分な審議を行います。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社グループは、法令、定款及び取締役会規程に基づいて取締役会を開催及び運営すると共に、経営会議規程に基づいて経営会議を開催及び運営します。
 - (b) 各業務執行取締役の職務は、取締役会において決定された各業務執行取締役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分し、これらを定めた組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき意思決定を行うこととします。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 当社グループは、取締役及び使用人の職務遂行の適合性を確保するため、代表取締役が任命する内部監査担当者が、内部監査規程に基づいて内部監査を実施します。内部監査担当者は適宜、監査等委員である取締役及び会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施するものとします。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 当社グループは、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査等委員である取締役と代表取締役が協議し、監

査等委員会の職務を補助する使用人を選任します。

- (b) 当該使用人に対する指揮命令権は、監査等委員会に委譲されるものとし、当該使用人に対する評価及び人事権の行使については、監査等委員会の承認を得ることとします。
- (c) 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の監査に係る業務を優先して従事するものとします。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (a) 業務執行取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査等委員である取締役定期的に報告を行うほか、業務執行取締役及び使用人は、監査等委員会が選定する監査等委員の求めに応じてその職務の執行状況を報告することとします。また、業務執行取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査等委員会に当該事実を報告するものとします。
- (b) 当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの業務執行取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に定めるなどして、当社グループの業務執行取締役及び使用人に周知徹底します。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行うものとし、また、必要に応じて他の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行うものとします。
- (b) 常勤の監査等委員である取締役は、業務執行取締役の職務の執行を監査するため、取締役会のほか、重要な会議体へ出席し、必要な書類の閲覧等を行うことができるものとします。
- (c) 監査等委員会は、自ら監査を行うほか、定期的に会計監査人及び内部監査担当者から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性及び効率性を高めるよう努めるものとします。
- (d) 当社グループは、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還、又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員である取締役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組みの状況及びリスクマネジメント体制に関する運用状況

コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しており、適宜開催を実施しております。同委員会において、当社の法令等に違反する行為又は違反可能性のある行為に関する事項、経営に重大な影響を及ぼす重要リスクに関する事項、その他コンプライアンス及びリスク管理の推進に関する事項について審議・決定しております。また、当社では内部通報規程を整備しており、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置しております。

② 取締役の職務執行に関する取組み

当社は、取締役会において、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、原則として月に一度の開催をしております。また、監査等委員は、取締役会、経営会議をはじめ重要な会議体に出席し、適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

③ 監査等委員会監査に関する取組み

当社は、監査等委員が取締役会の他、経営会議やその他重要な会議体に出席すると共に、重要な稟議書類の閲覧や業務執行取締役との意見交換などにより、監査等委員会監査の実効性を確保するために十分な情報を提供しています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の課題の一つと認識しておりますが、当社は現在、成長過程にあるため、事業基盤の整備を優先し、事業の継続的な拡大を行うことが株主価値の最大化に資するとの考えにより、その原資となる資金の確保を優先する方針です。内部留保資金については、事業拡大に向けて、サービスや人材等に継続的に事業投資を実施し、資金を有効活用してまいります。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としておりますが、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議に寄らず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。なお、現時点における配当実施及び実施時期等は未定ですが、業績や財務の状況、今後の事業成長等を総合的に勘案し、都度、適正な経営判断を行い利益還元を検討してまいります。

連結貸借対照表

2025年12月31日

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,429,502	流動負債	445,776
現金及び預金	2,342,354	買掛金	9,547
売掛金及び契約資産	57,080	未払法人税等	55,728
仕掛品	954	前受収益	289,514
その他	29,114	その他	90,985
固定資産	372,752	固定負債	2,083
有形固定資産	1,077	資産除去債務	2,083
建物	2,068		
減価償却累計額	△991	負債合計	447,860
建物(純額)	1,077	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	3,631	株主資本	2,364,593
減価償却累計額	△3,631	資本金	24,601
工具、器具及び備品(純額)	0	資本剰余金	1,842,137
無形固定資産	303,739	利益剰余金	497,854
ソフトウェア	279,062	その他の包括利益累計額	△2,199
ソフトウェア仮勘定	24,676	為替換算調整勘定	△2,199
投資その他の資産	67,935	新株予約権	505
繰延税金資産	59,592		
その他	8,343	純資産合計	2,362,899
繰延資産	8,505		
株式交付費	8,196	負債純資産合計	2,810,760
その他	308		
資産合計	2,810,760		

連結損益計算書

自 2025年1月1日 至 2025年12月31日

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,157,139
売上原価		441,496
売上総利益		715,642
販売費及び一般管理費		467,231
営業利益		248,411
営業外収益		
受取利息	5,732	
キャッシュバック収入	816	
その他	3	6,551
営業外費用		
株式交付費	4,918	
為替差損	209	
その他	67	5,194
経常利益		249,768
特別損失		
固定資産除却損	13,361	
減損損失	2,586	15,947
税金等調整前当期純利益		233,820
法人税、住民税及び事業税	93,341	
法人税等調整額	△17,488	75,852
当期純利益		157,967
親会社株主に帰属する当期純利益		157,967

貸借対照表

2025年12月31日

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,387,019	流動負債	440,422
現金及び預金	2,300,111	買掛金	9,307
売掛金及び契約資産	56,169	未払金	35,867
仕掛品	954	未払費用	7,795
前払費用	13,041	未払法人税等	55,728
その他	16,742	前受収益	289,514
固定資産	421,821	預り金	12,206
有形固定資産	1,077	その他	30,001
建物	2,068	固定負債	2,083
減価償却累計額	△991	資産除去債務	2,083
建物(純額)	1,077	負債合計	442,506
工具、器具及び備品	3,631	(純資産の部)	
減価償却累計額	△3,631	株主資本	
工具、器具及び備品(純額)	0	株主資本	2,374,027
無形固定資産	303,739	資本金	24,601
ソフトウェア	279,062	資本剰余金	1,842,137
ソフトウェア仮勘定	24,676	資本準備金	933,369
投資その他の資産	117,004	その他資本剰余金	908,768
関係会社出資金	49,350	利益剰余金	507,288
長期前払費用	70	その他利益剰余金	507,288
繰延税金資産	59,592	繰越利益剰余金	507,288
その他	7,991	新株予約権	505
繰延資産	8,196	純資産合計	2,374,532
株式交付費	8,196	負債純資産合計	2,817,038
資産合計	2,817,038		

損益計算書

自 2025年1月1日 至 2025年12月31日

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,156,302
売上原価		438,466
売上総利益		717,835
販売費及び一般管理費		460,018
営業利益		257,817
営業外収益		
受取利息	5,705	
キャッシュバック収入	816	
その他	3	6,525
営業外費用		
株式交付費	4,918	
為替差損	206	
その他	17	5,141
経常利益		259,201
特別損失		
固定資産除却損	13,361	
減損損失	2,586	15,947
税引前当期純利益		243,253
法人税、住民税及び事業税	93,341	
法人税等調整額	△17,488	75,852
当期純利益		167,400

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社キッズスター
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 江 俊 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キッズスターの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キッズスター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社キッズスター
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 江 俊 志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キッズスターの2025年1月1日から2025年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

株式会社 キッズスター 監査等委員会
監査等委員（常勤） 村 田 吉 隆 ㊟
監査等委員 谷 内 進 ㊟
監査等委員 細 川 紀 子 ㊟

(注) 監査等委員村田吉隆、谷内進及び細川紀子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

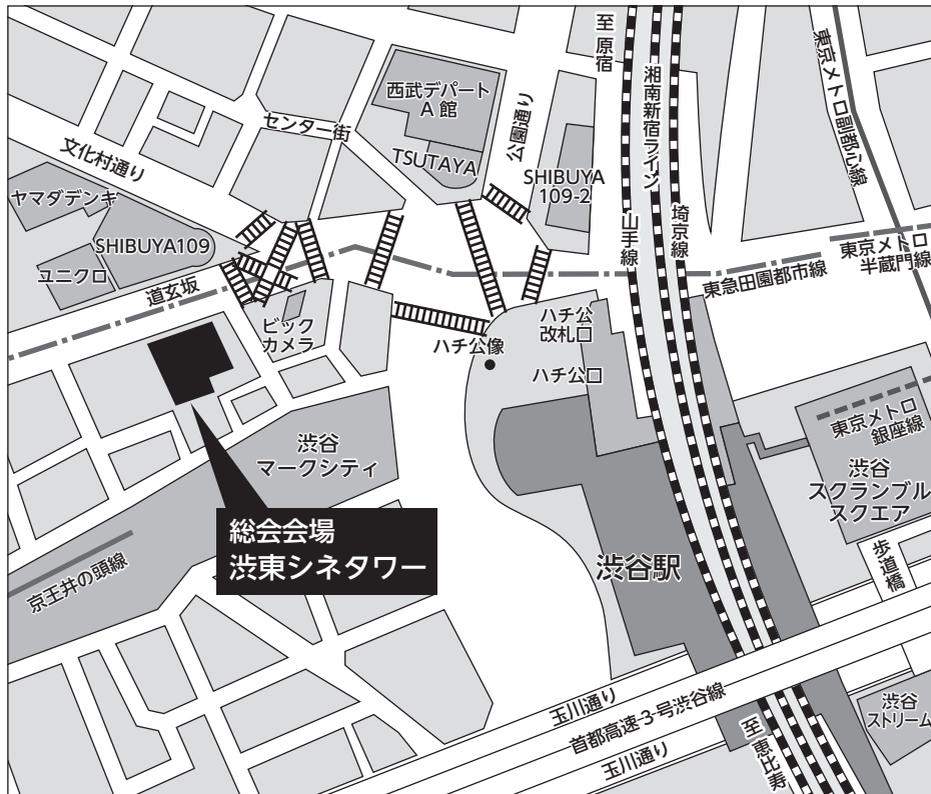
株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂2-6-17

渋谷シネタワー 11階

AP渋谷道玄坂 G+Hルーム

TEL：03-5428-6849



交通： 東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／東京メトロ副都心線／
東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線／JR山手線／JR埼京線
「渋谷駅」より徒歩1分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。